

税関から AEO制度のご案内

国際貿易の官民パートナーシッププログラム「AEO制度」をご存知でしょうか。税関では、貨物のセキュリティ確保と法令遵守の体制が整備された事業者を、AEO事業者として承認／認定し、税関手続を緩和・簡素化しています。

AEO事業者のメリット

リードタイムの安定及び短縮

- 輸出する貨物を自社の倉庫、工場等に置いたまま輸出許可を受けることができ、リードタイムの短縮が期待できます。
- 輸入する貨物が日本に到着する前に輸入許可を受けることができ、到着後すぐに引き取ることが可能になります。
- 貨物を輸出入する際の税関による審査・検査が軽減されます。

AEO輸入者のキャッシュフロー支援

- 関税・消費税等の納税は貨物引取り後にまとめて行うことができます。
- 最大4か月、無担保で関税・消費税等の納税が猶予されます。
※2024年10月から、納期限延長制度と組み合わせることにより、従来は最大2か月だった無担保での納税猶予期間が、最大4か月に拡大されました。

コンプライアンス経営と信頼向上に貢献

- AEO運営体制の構築により社員の法令遵守やセキュリティに対する意識向上が期待できます。
- 信頼の証、AEOシンボルマークが使用できるようになります。

※シンボルマークの著作権は、財務省に属しています。



制度について詳しく知りたい方は、大阪税関業務部AEO担当まで

TEL : 06 - 6576 - 3391

Mail : osaka - aeo@customs.go.jp



海外のAEO制度との連携（AEO相互承認）

- 現在、14の国/地域とAEO相互承認（AEO制度を有する二国間でそれぞれのAEO制度及びAEO事業者を相互に承認するもの）を行っています。
- AEO相互承認により、締結した相手国において通関上の審査・検査の軽減等を受けることが可能です。



(※) 台湾との取決めは、民間機関である公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間で作成された取決め

2025年8月現在

AEO制度を利用するには

物流に関する業務について、以下の体制を整備して頂く必要があります。

- 税関手続等に関する法令（関税法等）の遵守
- 取扱貨物の安全の確保

認定要件チェックリストにより貴社の体制をチェックしてみてください。

- ✓ 法令遵守体制
- ✓ 適正な税関手続
- ✓ 貨物、輸送、敷地等のセキュリティ確保
- ✓ 内部監査
- ✓ 委託先管理
- ✓ 税関との連絡体制、社内連絡体制
- ✓ 教育・訓練の体制

詳しくは税関HPをご覧ください。

AEOチェックリスト

検索